

2021年1月13日
株式会社栄光

緊急事態宣言に関する対応について

2021年1月13日時点で発出されております11都府県における緊急事態宣言及び、夜8時以降の外出自粛要請等につきまして、対象地域における当社および当社の運営する教育サービス事業については、以下の通りの対応とさせていただきます。

1. 緊急事態宣言の対象業種に当社事業は含まれていないこと、学校への休校要請が行われていないこと、入試は予定通り実施されること、受験生にとっては準備の最終段階のタイミングであること等に鑑み、感染拡大防止対策を徹底の上、すべての教育サービス事業について、原則として通常通り運営いたします。
2. 本社部門など、テレワークが可能な部署においては、すでに在宅勤務等を導入しているところですが、今般の政府・自治体からの出勤職員数の削減要請を受け、在宅勤務日数の増加など、可能な限り、感染拡大防止に協力いたします。

今後とも当社はお通りの皆さまの入試対応、学習対応にしっかりと向き合っておりま
す。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。